

< 一般委託 >

横須賀美術館機械警備業務(長期継続契約)仕様書

横須賀美術館機械警備業務(長期継続契約)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、センサー等の警備装置及び通用口への電気錠等により機械警備を実施することにより、警備対象財産を保護するとともに、横須賀美術館業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。
2	履行期間	2022年3月1日から2029年2月28日
3	施行場所	横須賀市鴨居4丁目1番地 横須賀美術館
4	業務内容	特記仕様書のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	警備業法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)警備業法に関連すること
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、各月末締めをもって乙の請求により甲は精算する。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	横須賀市教育委員会美術館運営課 TEL 046-845-1211 FAX 046-845-1215

< 指示又は希望事項 >

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

## 委託代金額内訳書

### 1 初年度委託代金額（税込）

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和3年度	円	令和4年3月1日から
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	令和4年3月31日まで

### 2 初年度業務別内訳書（税抜）

業務内容	単位	予定数量	単 価	金 額
機械警備業務	月	1		
合計金額	/	/	/	

### 3 次年度以降予定委託代金額（税抜）

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和4年度	円	令和4年 4月 1日から 令和5年 3月31日まで
令和5年度	円	令和5年 4月 1日から 令和6年 3月31日まで
令和6年度	円	令和6年 4月 1日から 令和7年 3月31日まで
令和7年度	円	令和7年 4月 1日から 令和8年 3月31日まで
令和8年度	円	令和8年 4月 1日から 令和9年 3月31日まで
令和9年度	円	令和9年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで
令和10年度	円	令和10年 4月 1日から 令和11年 2月28日まで

## 長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

### （契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

### （委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。  
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。  
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

### （次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

### （契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
  - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
  - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
  - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

### （その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

## 横須賀美術館機械警備業務（長期継続契約） 仕様書

### 1. 目的

本業務は、センサー等の警備装置及び通用口への電気錠等を設置し、機械警備を実施することにより、警備対象財産を保護するとともに、横須賀美術館業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

### 2. 履行期間

令和4年3月1日から令和11年2月28日まで

### 3. 履行場所

所在地 横須賀市鴨居4丁目1番地

名称 横須賀美術館

### 4. 機械警備の業務内容

#### (1) 機械警備

横須賀美術館における機械警備業務概要は、下記の通りとする。

##### 警備装置

ISDN回線を使用し、警備対象で発生した異常事態を監視センターへ自動的に通報する。

##### 監視センター

警報受信装置を常時監視するとともに、警備員との連絡を保持する。

##### 警備員

監視センターと連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

#### (2) 警備開始時における取扱い

委託者（以下「甲」という。）における取扱い

ア．甲は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置を取り、警備機器を正常な状態に設定する。

イ．甲は警備機器の電源及び回路が正常な作動状態にあることを確認する。

受託者（以下「乙」という。）における取扱い

監視センターは、甲による警備機器の設定により自動的に表示される警備開始の信号を確認し、警備を開始する。

( 3 ) 警備終了時における取扱い

甲における取扱い

甲は警備終了時に必ず警備機器を警戒解除の状態に設定する。

乙における取扱い

監視センターは、甲による警備解除の信号を確認し、警備を終了する。

( 4 ) 全館警備実施時間中における甲の臨時入館

甲の臨時入館者は、入館しようとする警備ブロックの警備機器を警戒解除の状態に操作し、入館後は甲の責任において処理するものとする。

甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。

( 5 ) 異常事態発生時における乙の処置

異常事態発生時は以下の処置をとることとする。

警報受信装置により警備対象に異常事態が発生したことを感知したときは、乙は速やかに警備員を急行させ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたるものとする。

警備対象に到着した警備員は異常事態を確認後、監視センターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報する。

あらかじめ定められた甲の責任者又は緊急連絡先へ連絡する。

( 6 ) 事故報告

乙は、事故発生の際は、速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、事態収拾後、書面をもって甲に報告する。

( 7 ) 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲乙相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重に取扱い、保管する。

( 8 ) 警備装置の保守点検

甲に設置された警備装置の機能について、乙は適宜保守点検を行う。

( 9 ) 緊急連絡者の指定

甲は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を乙に交付する。

甲は、上記連絡者に変更あったときは、遅滞なくその都度、変更した名簿を乙に交付する。

## 5．機械警備実施に先立つ警備装置

夜間、休館日等の不審者侵入とそれに伴う不良行為防止、早期発見、被害の拡大防止を行うため、別紙機器（別紙機器一覧）を使用して業務を履行する。

## 6．特記事項

### （１）センサー

本業務の警備対象は、建築意匠を考慮した美術館であるため、既設装置は通常マグネットセンサーを使用する箇所にも、空間センサーを使用している。センサーの交換・修理に際しては、甲の指示したセンサーの種類を厳守すること。

### （２）使用回線

現行の ISDN 回線は、2024 年にサービス終了となる。代替回線は甲が用意するが、これに伴う機器の交換費用は乙が負担するものとし、想定される代替回線で使用可能な機器を費用に見込むこととする。

## 7．支払方法

警備装置機器借用に関する費用は、月々の支払に分割して含むものとする。

月末に各月末締めをもって乙の請求により精算し、各月の支払額に 1 円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。

## 8．その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

## 9．連絡先

教育委員会美術館運営課 電話 046 - 845 - 1211

